

京都芸術センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月24日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第151号

京都芸術センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都芸術センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に、「市長が」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が」に、「市長に」を「指定管理者に」に改める。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(文化市民局文化部文化課)